

◆ 二酸化チタンについて（「食品安全情報」から抜粋・編集）

－北米（2023年1月～2023年5月）－

「食品安全情報」（<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>）に掲載した記事の中から、二酸化チタンについての記事を抜粋・編集したものです。

他の地域/機関の情報については下記サイトをご参照下さい。

「食品安全情報（化学物質）」のトピックス

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html>

公表機関ごとに古い記事から順に掲載しています。

- 米国食品医薬品局（[FDA](#) : Food and Drug Administration）

記事のリンク先が変更されている場合もありますので、ご注意下さい。

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）

1. **CFR Title 21 Sec. 73.575 二酸化チタン**

CFR Title 21 Sec. 73.575 Titanium dioxide.

The information on this page is current as of Jan 17, 2023.

<https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfcfr/cfrsearch.cfm?fr=73.575>

食品安全情報 2023-5

（二酸化チタンの同定、規格、使用及び制限、表示、認証免除に関する規定が記されている）

使用及び制限：着色添加物の二酸化チタンは次の制限を条件として、食品の着色に一般的に安全に使用できる。

- 1) 二酸化チタンの量が食品の重量の 1 パーセントを超えないこと
- 2) 連邦食品・医薬品・化粧品法の第 401 条に基づく同定基準（standards of identity）が公布されている食品の着色には、当該基準により着色が認められたものでない限り、使用できない

（訳注：二酸化チタン製造業者協会 Titanium Dioxide Manufacturers Association: TDMA の発表によると、FDA が EFSA の 2021 年の意見をレビューした結果として、「入手可能な安全性試験では、二酸化チタンを着色添加物として使用することについて安全上の懸念は示されていない。FDA は、二酸化チタンを着色添加物として規格と使用条件に従って食品に安全に使用することを引き続き許可する。」という回答が FDA からあったとのこと。）

【TDMA】 US FDA confirms the safety of titanium dioxide as a food additive
24/01/2023

<https://www.tdma.info/news/us-fda-confirms-the-safety-of-titanium-dioxide-as-a-food-additive/>

2. **環境防衛基金らによる色素添加物請願について：食品への二酸化チタンの使用について色素添加物リストの取り消しを要望**

Filing of Color Additive Petition From Environmental Defense Fund, et al.; Request To Revoke Color Additive Listing for Use of Titanium Dioxide in Food

05/03/2023

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/05/03/2023-09366/filing-of-color-additive-petition-from-environmental-defense-fund-et-al-request-to-revoke-color>

食品安全情報 2023-10

2023年4月14日、環境防衛基金を含む5つの公衆衛生擁護団体から連合で、食品への二酸化チタンの使用を定めている色素添加物規則の取り消しを求める請願書がFDAへ提出された。請願者らは、2021年5月に公表されたEFSAの意見を根拠としている。そのためFDAは、本件について2023年7月3日まで意見を募集する。

最終更新：2023年7月

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

食品安全情報ページ

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>